

平成26年2月定例会 総務委員会（付託）

平成26年2月28日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①②③）

- 議案第 80号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 81号 平成25年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 96号 平成25年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 97号 平成25年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 98号 平成25年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 103号 徳島県税条例の一部改正について

【報告事項】なし

八幡経営戦略部長

2月県議会定例会に追加提案いたしました案件につきまして、お手元に御配付の平成26年2月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、補正予算案23件と条例案1件の合計24件となっております。

補正予算案の内訳は、一般会計が第80号の1件、特別会計が第81号から第98号までの18件、企業会計が第99号から第102号までの4件となっております。

一番下に記載しております条例案である第103号につきましては、地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されることに伴い、所要の整備等を行うものであります。

補正予算案につきましては、お手元に別途お配りしております平成25年度2月補正予算（案）の概要（追加分）を御覧ください。

1ページの1に記載のとおり、今回の一般会計の補正予算額は87億1,720万6,000円の減額となっております。

2ページをお開きください。

歳入・歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、（1）の「歳入」であります。主なものにつきまして御説明申し上げます。

「01 県税」につきましては、個人県民税、法人二税の増などにより増額となっております。

「05 地方交付税」につきましては、国が決定した交付額に基づき増額となっております。

「09 国庫支出金」につきましては、現年発生災害復旧事業や災害関連事業の減などにより減額となっております。

「15 県債」につきましては、災害復旧事業債の減などにより減額となっております。

次に、下段の（2）の「歳出」であります。 「02 総務費」につきましては、財政健全化の推進を図るため、財政調整基金及び減債基金に積立を行うこと、また、今後の防災・減災対策の推進や県政発展の基盤となる施設整備等に備えるため、二十一世紀創造基金及び震災対策基金の積立を行うことなどから増額となっております。

これにより、各基金の平成25年度末残高は、それぞれ財政調整基金が141億円、減債基金が185億円、二十一世紀創造基金が347億円、震災対策基金が40億円となります。

また、この結果、平成23年度から平成25年度の3年間で目標としていた130億円を上回る164億円の収支改善を達成するとともに、平成25年度末の財政調整的基金残高を326億円とし、平成26年度末に321億円としていた目標を1年前倒しで達成し、現行の財政構造改革基本方針の三つの目標をすべて達成することができました。

「03 民生費」につきましては、介護保険関係事業や国民健康保険関係事業の確定などによる減額であります。

「06 農林水産業費」及び「08 土木費」につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額であります。

「11 災害復旧費」につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

3ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4ページをお開きいただきまして、特別会計についてであります。それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

追加提出議案の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提案いたしました案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その3）により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、補正予算案5件と条例案1件でございます。

説明資料1ページを御覧ください。

平成25年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、補正額は136億6,790万2,000円の増額で、補正後の予算総額は1,491億9,766万4,000円となっております。

この増額の主な要因は、財政調整基金、減債基金及び二十一世紀創造基金の積立金等でございます。

2ページを御覧ください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は35億7,078万円の減額で、補正後の総額は1,245億3,950万円となっております。

3ページを御覧ください。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

各課の共通要素としまして、給与費の補正を計上しております。

それでは、まず秘書課についてでございますが、行政広報に要する経費等の補正でございます。

4ページをお開きください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページを御覧ください。

人事課につきましては、人事管理及び行財政改革に要する経費等の補正でございます。

6ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、退職手当に要する経費等の補正でございます。

7ページを御覧ください。

財政課につきましては、7ページから8ページにかけて記載しておりますが、各種基金積立金の補正及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

9ページを御覧ください。

管財課につきましては、9ページから10ページにかけて記載しておりますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページを御覧ください。

税務課につきましては、11ページから12ページにかけて記載しておりますが、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、13ページには県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては14ページに記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

情報システム課につきましては、県庁総合サービスネットワークの運営に必要な経費等の補正でございます。

16ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理をするための経費の補正でございます。

17ページを御覧ください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費の補正でございます。

18ページをお開きください。

監察局評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費等の補正でございます。

19ページを御覧ください。

出納局につきましては、19ページから20ページにかけて記載しておりますが、出納事務

執行に要する経費等の補正でございます。

21ページを御覧ください。

議会事務局，人事委員会事務局，監査事務局につきましては，それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

22ページをお開きください。

繰越明許費につきましては，管財課所管の本庁庁舎等管理費におきまして，計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったことから，翌年度への繰越をお願いするものでございます。

今後，事業の早期完了に鋭意努めてまいる所存でございますので，御理解を賜りたいと存じます。

23ページでは一般会計の補正予算に係る地方債の変更を，次の24ページでは公債管理特別会計の補正予算に係る地方債の変更をそれぞれお願いするもので，内容につきましては記載のとおりでございます。

25ページを御覧ください。

「2 その他の議案等」といたしまして，条例案1件を25ページから26ページまで記載しておりますが，内容につきましては先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては，以上でございます。

なお，報告事項はございません。

御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

以上で，説明は終わりました。

それでは，これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

森本委員

このたび，工業技術センターの臨時職員が職場内で暴力事件を起こし，免職処分されたとの報告を頂きました。彼の立場というのは，地方公務員法第22条の職員と同様の扱いで採用し，働いていたのでしょうか。

小笠経営戦略部次長（人事課長事務取扱）

工業技術センターにおいて暴行事件が起こったわけでございますけれども，御質問の採用につきましては，地方公務員法第22条職員ということで，通常選考試験を受け，その結果に基づいて採用している職員でございます。配属先につきましては，南部，西部の総合県民局も含め，臨時職員として配置している職員です。

森本委員

わかりました。よく臨時職員の方からお話を聞くのですけれども、基本的に筆記試験だけですか。

小笠経営戦略部次長（人事課長事務取扱）

採用に当たりまして、選考試験を実施しております。選考試験については、2月の第1週くらいに適性検査と教養試験を実施しているところでございます。

森本委員

私も存じていますが、面接はないのですか。

小笠経営戦略部次長（人事課長事務取扱）

人事課においての面接は実施しておりません。実際、配属が決まるのが早い人で3月26日から27日にかけてであり、また、臨時職員の採用時期もいろいろございまして、例えば、正規職員が休職した場合、臨時職員を採用することもございまして、年間を通じて必要な時期に採用させていただいている次第でございます。それぞれの所属におきまして、場合によっては臨時職員の面談といった実績はございますけれども、採用するかどうかの面接というのは実施いたしておりません。

森本委員

数も多いので、正規職員の採用の時みたいに何度も面接をするのは非常に困難だと思います。しかし、やはり臨時職員とはいえ、たまに不適格な方もいらっしゃるのでは面接はするべきだと思います。時間的にも大変だと思うので、合格者だけでも面接をしたほうがいいと思います。

そこで、筆記試験中の態度などについて、大分観察されていると聞きました。私が知っている子が落とされた時に問い合わせをしたことがあるのですが、この子だけは入れたくないと、当時の人事課長がはっきりと言いました。なぜかと言うと、筆記試験中の1時間の態度がひどかったため、仮に100点をとっても採用する気はありませんとのことであり、よく見ているなと思いました。

しかし、やはり試験中の筆記試験の態度だけでは計り知れないものがありますので、採用に至るまでに何らかの工夫をしていただきたいと思います。受けに来ている子には、それぞれ事情があるかもしれませんが、こうした事件を未然に防ぐという意味でも人事課として人物評価の工夫をしていただきたいと思います。内定を少し早め、担当課で面談をするといった工夫もしていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

小笠経営戦略部次長（人事課長事務取扱）

採用時に当たって、面接等の工夫をしてはどうかとでございます。

まず、現状をお話させていただきますと、今、森本委員のほうからもお話がございまし

たけれども、試験会場において試験官がチェックさせていただいております。

また、採用後の早い時期に採用した臨時職員と面接いたしまして、コンプライアンスの徹底や通常業務で気をつけるべき点といったことについて、所属長のほうから話をしております。

さらに、半年経過した時点におきましても半年間の勤務状況や問題点、心配事といったものも含め、お話を聞かせていただいている状況でございます。臨時職員につきましては、半年間が雇用期間になってございます。特に、半年間の勤務実績や面接の結果を踏まえ、半年で辞めていただくケースもあるわけでございますけれども、そういった中で今回の職員については、半年の面接もクリアして、引き続き採用していた状況にあったわけでございます。委員のほうからお話がございましたけれども、人物評価の導入ということで、最初から全員の面接をするのは非常に厳しいところがございます。順次採用するに当たりまして、まず所属のほうで臨時職員の予定者の方に面接していただく。特に気になるようなことがあれば、改めて人事課のほうでも面接をするという形で取り組んでいきたいと思っております。

#### 森本委員

わかりました。臨時職員の皆さんの仕事振りを見て、私は筆記試験よりも人物評価のほうが何十倍も大切だなというのを身に染みて感じます。今後、筆記偏重ではなく、採用までに何らかの形で人物評価できるよう試行錯誤していただきたいとお願いいたします。

あと一点、さきの9月議会の一般質問で、人事評価制度の導入について質問させていただきました。今、全国の先進事例は東京都庁だけですが、例えば、国家公務員に対して3年前から行われている評価制度について、徳島県庁でもきちっとしたものを採用していただきたいと要望しました。1月中旬頃、総務省から全国の都道府県に対し、人事評価制度を導入するよといった通達が出たとの記事がありました。実際、これはもう実施されているのですか。

#### 小笠経営戦略部次長（人事課長事務取扱）

1月15日付けの新聞で地方公務員の人事評価といった見出しで記載された記事ではないかと思えます。1月15日にそういった報道があつて、我々としても動向を注視しているところでございます。内容としましては、能力及び実証主義に基づく人事管理制度等の導入を盛り込む、地方公務員法の一部改正法案といったことであつたかと思えますけれども、実は、これにつきましては、まだ国のほうで閣議決定もされていない状況で、当然、国のほうから通知などの詳しい内容についても示されていない状況でございます。

#### 森本委員

今のお話でしたら、まだ閣議決定ではなく、恐らくメディア辺りが少し聞きかじったものを記事にしたのかなという気がいたします。私が、総務省で担当の方からいろいろお話

をお聞きしましたが、今、国の霞が関全体に周知徹底しているところであり、全国の都道府県にもきちっとしたものを導入していただきたいとのことでありました。いずれこちらにもお話があると思います。去年の質問の時もお聞きしたのですけれども、当時、県庁にもそれに準じたものがあるとの御説明を頂きました。これについては、総務省である程度の形ができた場合、変わってくるものなのでしょうか。

#### 小笠経営戦略部次長（人事課長事務取扱）

今、お話がありましたとおり、本県におきましても人事評価に取り組んでいるところでございます。制度的にも変えるべきところは変えるということで、例えば、目標管理型の項目を追加するといった内容について、修正、改善を加えているところでございます。

国から文書なりが出たら県も変えていくのかといった御質問でございますが、国の通知がない段階では内容がわからないので何とも言いようがないわけですが、実は、国の法案につきましては、平成19年と平成24年に同じような法案が出たわけですが、いずれも衆議院の解散により廃案になった経緯がございます。

今回の法案が当時と同じ中身なのかどうか確認はできておりませんが、前回の例で申しますと、能力本位の任用制度の確立を図ることが目的で、職員が職務を遂行するに当たり、発揮した能力や上げた業績といったものを人事評価し、それを活用するというところで、具体的には給与あるいは分限といった人事管理の基礎とする仕組みを構築することで行ってまいりました。この人事評価制度については、内容的になかなか100点満点の制度はないと思います。

物事には裏と表があるように、メリットもあればデメリットもありますので、どちらを重視していくかといった判断も働いてこようかと思っておりますけれども、いずれにしても制度については十分研究、検討する中で、どういった方向にするかというのを決めていきたいと思っております。

#### 森本委員

まだ正式に通達が来ていないので、来てからのことだと思います。私もいろいろ調査をしたのですけれども、自治体の大小によって、やはり状況も全然違ってきます。東京都だったらドライにやれますが、私たちの小さな県で果たして同じようなことができるかという、人間関係の部分でもなかなか難しい面があります。東京都はすごいと思いましたが、20年掛かって作ったということです。総務省が作られたのは、都庁のものを参考にして国に対応したような形ですが、割ときっちりしたパンフレットも作り、国家公務員の全職員に徹底していただくということで、今、周知をしているところらしいです。私も今後必要になってくる制度だと思います。人事評価制度というのは、労働組合もさることながら、評価制度そのものも職員の身を守るという意味でも非常に合理的な制度ではないかと思っております。徳島県の県民性や実情に応じた形で作っていただきたいと思っております。

## 大西委員

さきの委員会で、県の庁舎に設置されている自動販売機の状況をお聞きしたところ、平成25年11月1日時点の知事部局における自動販売機の設置状況の一覧を頂きました。これによりますと、行政財産内の使用許可によるものが121台ございまして、貸付けによるものが4台、入札や公募に切り替えたものが23台でした。さきの委員会でも申し上げましたように、少しでも県財政に寄与するべきであります。少しでも収入が上がるのであれば断行していかなければいけないということで、三、四年前の本会議で質問させていただきました。それまで行政財産は貸し付けたり、使用させてはならなかったのですが、地方自治法改正によりまして、行政財産であっても使っていない部分については支障がない限り貸付けをしても許されるようになり、柔軟に使っている自治体も増えていると。こういう流れの中で私も本会議で質問させていただきましたが、自動販売機の契約を入札公募で予定しているということで、なおかつ既設の自動販売機も順次そういう形態に切り替えていく、また、新設については公募が原則との答弁を頂きました。

そして、さきの委員会で現時点ではどのようになっているのかということをお聞きして、この数字を報告されたと思います。行政財産の使用許可貸付けによるものであれば150台ぐらいありますが、そのうちの23台しか入札や公募に切り替えておらず、もっと進めるべきでないかと申し上げたところ、課長のほうからは、いろいろな福祉団体に使用許可を出したり、これまでの状況から考えたら、これ以上はなかなかできないといった御答弁だったと思います。

その時、入札公募ではない自動販売機が残り100台以上もあるのであれば、もっとできるのではないかと申し上げたのですが、その後、私もいろいろ聞きますと、自動販売機の設置というのは、所管は管財課ですが、実質の権限は各部局であり、コントロールできないといったいびつな体制であるということがわかりました。これは管財課だけの責任ではないと思います。だから、少し後ろ向きというか、積極的ではないお答えになったのかと推測いたします。

冒頭申し上げましたように、何もできないことをけしからんと言っているわけではなく、もっと推進してほしいと言っているわけです。推進することで一つの財源の確保になると思うので、様々な課題があったとしても県全体に寄与するようなことを積極的に果敢にやっていく必要があると思います。

知事部局では、入札公募による自動販売機の設置が23台ですが、県に入ってくる収入は幾らでしょうか。それから、使用許可によって設置されている自動販売機は121台ございませけれども、県に入ってくる121台分の使用料は幾らですか。

## 松本管財課長

自動販売機に関する質問でございますが、委員御質問の中にもございましたように、地方自治法の改正によりまして行政財産の使用許可から余裕スペースの貸付けが可能になったということで、本県におきましても平成22年10月以降、自動販売機の貸付けに取り組ん



でおりまして、その収入額ですけれども、平成22年度におきましては、まず2台が貸付けに移行しております。その2台の貸付料が67万9,145円。翌年の平成23年度におきましては、平成22年度の2台も含め、トータルで15台、総額757万8,000円余り。昨年度の平成24年度に関しましては、23台で711万8,000円。平成25年度は、トータルの集計は出てございませんが、平成22年度から平成24年度の3か年で、トータルいたしますと1,537万5,000円余りとなっております。

もう一点、121台の使用許可による使用料は幾らかという御質問でございますが、実は121台のうち、徳島県職員生活協同組合設置とか、その他の設置者、指定管理者による設置が66台ございまして、純然たる使用許可によるものは、この66台を除く分でございます。その他の設置者の分については手元に資料がございませんが、徳島県職員生活協同組合の設置分を調べさせていただきました。徳島県職員生活協同組合設置による使用料のトータル額が28万7,806円となっております。

#### 大西委員

今、管財課長からお答えを頂きました。平成22年度からスタートしたということでございますけれども、入札公募による23台については、平成22年度から合計すると計1,537万円の収入があったとのことでございます。そして、徳島県職員生活協同組合が設置している37台については、県に計28万円の使用料を払っていただいているということです。片や23台で1,537万円の収入が入り、片や37台で28万円しか使用料が入らない。一目瞭然です。徳島県職員生活協同組合を別に悪く言うつもりはありません。借りたほうが悪いのか、貸したほうが悪いのかわかりませんが、法律が変わって、今後、入札公募によって貸付けができるようになっているにもかかわらず、徳島県職員生活協同組合については、入札公募からすると極端に安いお金で借りている。徳島県職員生活協同組合の37台の自動販売機の売上げは、年間幾らですか。

#### 石田職員厚生課長

ただいま、大西委員より徳島県職員生活協同組合の自動販売機の売上収入につきましての質問を頂きました。

徳島県職員生活協同組合では、現在、知事部局におきまして、先ほどおっしゃった37台のほか、2台ほど普通財産貸付がございまして、トータルで39台設置している状況でございます。そして、自動販売機の収入額につきましては、平成25年度では1台当たり平均5万円程度の収入見込みでございます。

#### 大西委員

トータルでは言えないのですか。平成24年度、平成25年度の自動販売機収入の売上は幾らだったのですか。

石田職員厚生課長

概数でございますが、平成24年度で400万円程度。平成25年度は見込みでございますけれども、190万円程度でございます。

大西委員

平成22年5月の時点で言えば徳島県職員生活協同組合は全部で75台あって、それをどんどん削っている。要するに公募に切り替えているのかなという気がするのですが、売上としては平均5万円、40台近くありますから大体200万円の収入があるということです。結局、28万円を使用料として払っているということで、売上がないから徳島県職員生活協同組合が安く自動販売機を借りて設置し、収入を上げているという話なのかなと思います。

しかし、これこそが民間活力の導入ではなかろうかと思えます。ここに自動販売機を設置したらもうかるため、1台当たり10万円でも20万円でも払うから設置させてくださいと、過去に私のところへ自動販売機業者が来たこともあります。

そういうことで、徳島県職員生活協同組合に貸しているにもかかわらず、高いお金を出してでも設置させてくださいという民間の話を断るのは何かちぐはぐで、方針のように思えます。例え微々たるものであっても、収入が上がるのであれば県はどんどん推進していくべきではないかと思えます。

昨日、徳島県職員生活協同組合以外で少し聞いてみました。この表に載っている後援会というところで庁舎内に設置しているものがあります。これは2台で3万3,000円の使用料を払っていただいている。結局、今の話でいくと、差額の全部はその後援会に入り、その後援会が純利益を使っている。そういう形態に対していいのかといった問題もあると思えます。

それから、ある自然公園の中については民間業者に任せています。この民間業者から1台につき年間1,200円頂いている。仮に5万円の売上があっても、それはすべて民間業者のもうけになる。

県が使用許可を出し、設置させるのは利益供与につながるのではないかとおぼざるを得ません。昔だったら違うかもしれませんが、法律が変わり、県自ら公募できることになったわけですから、それを放置している状況は民間業者に対する利益供与です。このような状態は正常ではないと言わざるを得ません。

教育委員会の学校の話ですが、平成21年度包括外部監査結果報告書によりますと、県有の土地建物上に設置された自動販売機から生じた収入であるから、本来、自動販売機による収入は県に帰属すべきものでありますが、県有の土地建物に無償でPTAに使用許可することにより、理屈の上ではPTAに利益が移転している。これは正常な状況ではないと指摘されています。県が業者と直接契約し、収入は県に帰属するようにして、改めて学校運営に必要な経費については県費から支出するようにしなさいとの監査結果が出ています。

それから敷衍すると、知事部局の自動販売機の問題についても同じで、利益供与させているのではないかといった私の指摘もあながち間違っていないと思えますので、是正し

ていただきたい。県の財産を使って、県民のために収益を上げていただくとおっしゃっているわけですから、何も恥じることはないと思いますし、今までのなれ合いを断ち切らなければならないと思います。

だから、そういったことを是非とも積極的に進めていただきたいし、さきの委員会での最後の質問に答えていただけなかったのもう一回答えていただきたい。自動販売機23台で何と1,537万円もの収入を上げているわけですから、今後、管財課としてもどんどん進めていくべきだと思います。

全部で235台ですから、あと200台ほどあります。10台でも15台でもいいですから、とにかく今後1台でも多く入札公募に切り替え、収入を上げていただきたいのですが、そういった目標、計画の決意表明をしていただきたい。

#### 松本管財課長

自動販売機の設置については、平成22年度以降、歳入確保の観点から公募入札によって貸付けを進めております。公募する自販機の選定につきましては、利用状況などを総合的に勘案して実施するわけですが、現在、次年度の自動販売機の設置についても手続を行っておりまして、期間満了による継続分の13台に加え、次年度においては新たに3台を貸付けに移行すると考えております。

また、それ以外の自動販売機につきましても、徳島県職員生活協同組合もしかりですけれども、施設の規模や職員数、利用状況等を把握する必要があると思います。これについては各部局の課にまたがっていますので、検討する際には、財産の有効活用を検討する会議で、各主管課長が構成員になっております公有財産活用推進会議幹事会を開催しまして、その場で自動販売機の状況を精査して、公募入札が導入できるものは順次していきたいと考えております。

#### 大西委員

今回、他部局も含めていろいろ詳しくお聞きして、自動販売機というのは目に見えない権限が水面下にあると感じました。この件の責任者が管財課ということであれば、管財課長または経営戦略部長が責任を持ち、全部局をしっかりと調査、点検して、そして収入が上がるようにしていただきたい。やはり経営戦略部になったわけですし、そういったことも考えていただきたいと思います。部長の決意をお聞きしたいと思います。

#### 安井経営戦略部副部長

先ほど松本課長が説明した公有財産推進会議について、私のほうから御答弁させていただきます。

委員からも自動販売機の設置についていろいろ意見を頂きましたが、少しでも収入の上がるものということで、自動販売機に限らず、自動車の車体広告からエレベーターの広告など、いろいろな取組をしております。そして、自動販売機についても法改正以降、順

次進めてきておりますけれども、これで全部実施したとは思っておりません。これは全部局にまたがっておりますので、利用状況等も把握しながら、その中で極力収入を上げていく方向で取り組んでまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

先般、財政構造改革基本方針が出ました。その中で、本県の実質公債費比率は20.8%と、北海道に次いで全国ワースト2位ということが載っておりますけれども、まずワースト1位の北海道はどの程度か。また、できたら3, 4, 5位はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

#### 坂本財政課長

今年度の実質公債費比率の数値を申し上げます。ワースト1位が北海道で21.7%、下から数えて2番目が本県で20.8%、3番目が岩手県で18.6%、4番目が岐阜県で18.4%、5番目が富山県で18.2%、6番目が大阪府で18.1%、以上の6団体が実質公債費比率18%を上回る起債許可団体となっております。

#### 喜多委員

ありがとうございました。18%台の岩手県、岐阜県、富山県、大阪府については、改善の余地が近いのではなかろうかと思っておりますけれども、徳島県と北海道だけが20%台ということで、もっと頑張ってください、目標が平成28年度で18%未満ということになっておりますので、これに向かって頑張してほしいと思います。

その中で、将来の公債費負担への対応ということで、そのとおりにならないにしても、5年、10年にわたってどのようにするかといった見通しぐらいは必要だと思うのですが、どうですか。

#### 坂本財政課長

将来推計を立てるに当たりまして、まずは税収がどうなのか、これは景気動向によって大きく左右されるものでありますし、本県の歳入の約3割を占めます地方交付税がどうなるか、これも国の動向に大きく左右されるものでございまして、なかなか長期に計画、推計を立てづらい状況にあるのですが、今回の新しい財政構造改革基本方針は3年間の計画ですが、その期間においては目標を立てて、それに向けて着実に取り組んでいくため、当面3年間の計画ということで、今回、策定案を出させていただきます。

#### 喜多委員

できたらもう少し改善するようにしていただきたい。多分、全国的にほとんどの県でできないのかなと思っておりますけれども、徳島県の将来推計はすごいと言われるような取組をしていただきたい。

公債費につきましては、取組概要でもありますように、6年連続で縮小したり、臨時財政対策債を除いたものでも7年連続とか、県債の新規発行も300億円以下にされるなど、各部局からの要望に基づいての予算査定というのは本当に大変だろうと思いますが、今後とも頑張っていたきたいと思います。

また、歳出改革の中で公債費のAAということで、全国型市場公募債が発行されて5、6年になろうと思いますけれども、何県で発行され、その規模は幾らですか。

藤田元治委員長

小休します。（11時30分）

藤田元治委員長

再開します。（11時31分）

坂本財政課長

市場公募債を発行している自治体の数と発行総額ですけれども、34都道府県と20の政令指定都市の合わせて54団体が発行しておりまして、総額7兆1,410億円となっております。

喜多委員

全国型市場公募債のメリットと、本県の発行額は幾らですか。

坂本財政課長

本県の市場公募債の発行額ですけれども、今年度は350億円となっております。

市場公募債発行のメリットですけれども、まず導入の背景には、地方分権の観点や財政投融资改革といったものがございまして、地方債を取り巻く環境が変化してきたということで、地方債借入れのための資金について公的資金が縮減され、民間資金にシフトしてきたため、自己責任で市場から資金を調達していく必要が生じてきたことがございます。そのため、本県でも平成20年度から外部機関から格付を取得した上で、市場公募地方債により資金を調達しているところでございます。

そのメリットとして、一般論ではありますが、将来にわたって安定的かつ有利な資金調達手法であること、それから流動性の高い債券として価値を高めることによって、中長期的に発行条件の改善が図られるとか、ブランド力のあります共同発行に加入することによって、より有利な発行条件が担保されるといったことが挙げられます。

喜多委員

細かいのですけれども、金利の差はどのぐらいあるのですか。

坂本財政課長

市場公募地方債を発行することと金融機関から借りる縁故債との金利差がどの程度かというところですが、その時々市場動向によりまして当然異なってくるために一概に比較はできませんけれども、市場公募地方債により安定的それから有利な資金調達を行うことによって、金融機関の引受け、いわゆる縁故債についても、その金利の設定に当たっては、市場公募地方債の利率を前提として交渉ができるということで、結果的に金融機関引受けの地方債の金利も安く抑えることができるといったメリットがあるかと思えます。

喜多委員

徳島はAAということになっているのですが、一番上は何ですか。AAAなどがあるのですか。

坂本財政課長

御指摘のとおり、AAAとなります。

喜多委員

ちなみにAAAというのは、どれくらいの県であるのですか。

坂本財政課長

今、本県はR&Iというところから格付を取得しているのですけれども、かつては国債がAAAと位置付けられていました。平成23年に国債がAA+の格付になりまして、現在は該当がございません。

喜多委員

現在発行の一番上はAAですか。

坂本財政課長

AA+が国債に該当しておりまして、本県はその次のAAということ です。

喜多委員

AA+については、どのくらいの都市であるのですか。

坂本財政課長

直近の数字で言いますと、R&IによるAAを取得しているのは、本県を含めて6団体となっております。

喜多委員

AA+というのはあるのですか。

坂本財政課長

国債以外でAA+に位置付けられている自治体は4団体ございます。

喜多委員

全部で54団体が出して、そのうち4県がAA+、6県がAAということで、本県の信用力はすごく高いと評価されているのですか。

坂本財政課長

市場公募を発行することと格付取得はイコールではございません。必須条件ではございませんけれども、本県のAAといたしますのが全部で21ランクございまして、上から3つ目の位置づけになっております。

喜多委員

今後、財政健全化を進め、できたらAA+に仲間入りしてほしいと要望しておきます。

毎年、予算ができた時にOUR徳島の1面を使って載せているのですが、すごくわかりやすい。去年のOUR徳島329号4月号の1面を使って、平成25年度当初予算の特色や概要、4,913億円の14か月予算の「果敢チャレンジ応援予算」編成ということ載せていました。この中で、財政構造改革の推進ということで公債費が12年振りの600億円台とか、県債残高の大幅減少など、歳入歳出だけではなく構造改革を大きく取り上げていました。これだけの編集はなかなかできないなと思いました。

平成25年度当初予算の特色で、「経済・雇用対策の推進」、「安全・安心対策の推進」、「宝の島・とくしまの実現」ということも大きく写真入りで書いていましたが、小さくても結構ですから、できましたらこの上に悪い面も載せてほしいと思います。例えば、1人当たりの県債が幾らになるとか、公債費が全国で2番目に悪いということも含めて載せると県民もわかりやすいと思うのですが、いかがですか。

坂本財政課長

現在、財政構造改革に取り組んでおりまして、OUR徳島で実績といたしますか、PRさせていただいているところですが、県民の方にも現状をしっかりと理解していただくことが大事かと思っておりますので、委員の御指摘も踏まえて検討してまいりたいと思います。

喜多委員

3年前の財政構造改革の中では、県民にもっと現状を把握してもらうためにPRは大事ですということを提言に書いてあるのですが、今年はなぜか載っていない。もう一度御検討頂き、せつかく1面を使って立派なものを作っているのですから、県民にもう少しわかりやすくしてほしいということを要望しておきたいと思っております。

## 黒崎委員

最後の委員会ですので、成長戦略について1点だけ要望させていただきたいと思います。政府の成長戦略の中で、直接県政に影響する話ではないのですが、法人税を大幅に下げるという話が出ております。それを政府は成長戦略の柱にするということで進めているわけです。業界の優遇税制を少なくし、法人税全体を下げるということで、大企業を中心に減税されるのだろうと思います。

私もそれは決して悪いことではないと思っております。成長戦略の中の一つの目的として、日本に対する諸外国の法人であったり、団体からの投資を今の倍に増やそうとしているらしく、また、今の日本の法人税は諸外国に比べて10%以上高いとも言われておりまして、今、35%ぐらいだから10%下げて25%にしたら5兆円ぐらい税収は減ることになるのですが、法人税を下げることによって諸外国からもっと日本に投資するだろうということ、今の倍ぐらいに投資は増えるだろうと言われております。新聞を少し読んでみますと、今の17兆円程度が、うまくいけば約35兆円に増えるということでございます。

是非ともお願いしたいのは、うまくいけば当然ながら地方に対する交付税も増えてくるのでいいのですが、うまくいかなかった場合、地方がまた大変なことになってくることも想定されます。ですから、法人税制を下げることによって地方に痛みが来ないように、是非、政府に働きかけていただきたい。また、知事も知事会の中で提言や発言をしていただきたいと思っております。

政府が成長戦略を考えて実行するのは大いに結構で、明るい日本になってくれたらいいと思うのですが、それがうまくいかなかった場合、ほんのささいなことでも投資先が変わってしまうといったことが今までにたくさんありました。うまくいくことを願うのですが、うまくいかなかった場合のことも想定して、地方に痛みが来ないような税制ということ踏まえ、法人税の税下げを検討していただきたいと知事に強く働きかけていただきたいと思っております。これについて部長から一言頂きたい。

## 八幡経営戦略部長

黒崎委員から法人税の引下げに関する県としての意見について、御質問を頂きました。

報道をベースに現状把握しているのが実態でございます。安倍総理が1月のダボス会議において、法人税減税については国際公約の形で「検討する」とおっしゃったのを受けて、今、政府与党の中で法人税についても一つの成長戦略の柱として議論されていると考えております。

政府内でも財務省をはじめとして慎重に検討しているところもあるでしょうし、成長戦略という観点から法人税率を下げて税収が増えるのではないかという議論、学問的な観点も含めて、今、検討されていると思っております。

我々、地方の立場といたしましては、黒崎委員がおっしゃいましたように、結果として地方財政が痛むことがあってはならないと思っておりますので、従来から飯泉知事も全国



知事会等で議論しているのは、消費税であれ法人税であれ、個別に議論するのではなく、地方税、国税のあり方も含め、税の抜本的な体系をしっかりと議論する中で消費税も法人税も位置づけて考えるべきであり、その中で地方については、今、交付税についても十分な形で確保されておらず、今のように臨財債という形で借金したり、特例加算のような形で財源のない形での地方交付税になっておりますので、この点は全体の中で税体系をしっかりと議論する中で地方交付税も議論しよう、地方税のあり方も議論しようということを申し上げておりますので、県としても個別の法人税減税についてなかなか申し上げにくいところではございますけれども、地方の財政がしっかりと安定的に財源確保できるように、税制全体についても議論するべきということで、今後とも全国知事会をはじめ、いろいろな場で主張していければと思っております。

#### 元木委員

先ほどの工業技術センターの問題ですが、やはり職場の働き方といいますか、職場環境の充実ということが大切なのかなと思った次第でございます。多分、上司の方も問題が起こるのかもしれないと薄々感じていたと思いますが、今の組織の権限配分、職場の雰囲気、指導ができなかった事情もあるのかもしれないですし、直接の上司であった方のコミュニケーションがうまくとれなかったのかもしれない。あくまでも推測でございます。

最近、ICT機器にかなり依存した業務が本庁全体で増えまして、そういう中でコミュニケーションが苦手な職員の方も増えているのではないかと。本来、公務員としてパソコンに向かうよりも県民に向かう仕事を充実すべきであると思います。そういう中で、最近では上役の方でもパソコンで末端職員と同じような書類を作成する時代になって、従来のヒエラルキーという形よりも横のフラットな組織に近づいてきているのかなという気がしております。

今後、こういった事故が二度と起こらないように、是非、綱紀粛正の徹底を図っていただきたい。同じことの繰り返しですけれども、あえて要望させていただきたいと思います。

そういう中で、今年度も防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業に2億円程度の予算が計上されています。災害時にネットワークが寸断された場合に備え、クラウド化して二重の網を張っていく予算であると認識しております。

庁内のネットワークについては職員しか使わないものですので、私自身触れたこともないし、見たこともございません。しかし、東日本大震災においても最後まで庁舎内に残って一生懸命仕事をした人自身が亡くなったといった事案もあります。完全に電源が来ないといった状況もありますので、そういったICT機器を使わなくても災害に対応できる体制を考えるのが組織として一番大事なのかなと思っておりますので、そういう前提でお伺いします。

今回の防災関連のネットワークというのは、そういった災害時にいかに代替手段を確保するのか、合わせて対県民サービスをいかに充実していくのか、また、平時の庁内の職員同士の業務の効率化といった点をいかに図っていくかといった、いろいろな側面での分析

ができるのかなと思っております。

こういう中でクラウド化になりますと、一般的に業務の効率化により人件費が削減できたり、残業が減るといった業務効率化、また、IT関連の支出を削減できると言われております。そういう中で、県もこれまでいろいろな分野でクラウド化に取り組んでこられたわけでございますけれども、こういった一連の取組によりまして、IT関連の支出がどの程度削減できたのか、また、こういった業務で効率化が図ることができたのか、さらに、このクラウド化の事業を今後どのように展開していかれるのか、お伺いします。

#### 遠藤情報システム課長

クラウドについてのお話、また情報システム投資全般にわたる経費の削減、さらに業務コストの削減の状況がどうなっているのかといった御質問かと思えます。

まず、経費の削減でございますけれども、これにつきましては毎年ICT推進本部という知事をトップとする庁内横断的な組織の中で議論もいろいろしていただき、公表もさせていただいておりますけれども、平成18年度以降、主なシステムの運用保守経費を削減するといったことで、運用保守経費500万円以上のシステム経費につきましては、平成18年度には約12億円余りだったところを、当初予算ベースではございますが、平成25年度では7億円程度まで、約4割程度削減できている状況でございます。

また、業務量の削減、軽減でございますが、これにつきましてはシステムの種類と申しますか、性格によって大きく二種類あると思っておりまして、一つは委員がおっしゃった県民サービスの向上に資するようなシステム、もう一つは内部管理で業務の改善、効率化といったものに資するシステムとでは、やはり効果も違うと思っております。計測可能なことで申しますと、内部のシステムで業務の改善につながるのではなかろうかと思えます。

情報システム課におきましてもこれまで全庁的な業務の改善につながるようなシステムを順次整備してまいりまして、例えば、平成21年1月には総務事務システムを運用開始してございますし、電子決裁文書管理システムも立ち上げて稼働させております。総務事務システムにつきましては、約35人分程度の業務改善につながったと考えているところでございます。

また、クラウドの活用でございますが、クラウドは正に先進的な技術ということで、経費の削減にも資するため、私どもも積極的な活用を検討していきたいと考えております。

お話がございました防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業につきましても、現在は本庁舎で県職員において運用しているわけですが、これを外部の耐災害性に優れたデータセンターに持っていき、さらに本庁舎にもバックアップシステムを残して二重化することによりまして、万一どちらかが災害で停止してもどちらかが生きていれば業務の継続性が図れるため、今回のクラウドも活用しながら整備に取り組んでまいりたいと考えております。クラウドを活用することによる投資効果を比較するのはなかなか難しい面もございまして、私どもとしても積極的に新しい技術であるクラウドを取り入れる検

討をしてまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

御丁寧にありがとうございました。

要望にとどめますけれども、包括外部監査におきましてもベンダーロックインの問題が取り上げられておりまして、これにつきましてはかなり改善していただいていると聞いておりますけれども、なお一層の経費の縮減、最小の経費で最大の効果を上げられるような内部管理システムに組んでいただきたいと思いますと思っております。

加えまして、人材の育成も大変大事ではなかろうかと思えます。やはり地元雇用を増やすことが大事だと思いますけれども、今は大手の方が来て、こういったことをチェックしていただいている状況ですけれども、もちろん県民の方でそういったプロをたくさん育成して、地元でICTの仕事が取れるような業者を育成することも大事でありますし、そのためには内部でいらっしゃる県職員の方自体がICTの仕組みといいますか、システム、コンピュータープログラミング等も含め、ある程度基本的な知識に精通していることも必要であろうかと思えます。そういった意味におきまして、ICT人材の育成についても、今後、県職員の研修等にもより一層組み入れていただきまして、全国に誇るICT先進県として大きく飛躍していただきますように要望して終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第80号、議案第81号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、  
議案第103号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

経営戦略部・監察局関係の審査に当たりましては、八幡経営戦略部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

時節がら、皆様方にはますます御自愛頂きまして、県勢発展のため、今後ともそれぞれの場で御活躍頂きますことを御祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

#### 八幡経営戦略部長

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、藤田委員長から心温まるごあいさつを頂きまして、誠にありがとうございました。

この一年間、藤田委員長、岡田副委員長をはじめ、委員の皆様方には経営戦略部・監察局・出納局関係の様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議を頂き、幅広い視点から適切な御意見、御指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御指導につきましては、私ども職員一同、今後の県勢発展に十分に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、我々職員に対しまして、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

#### 藤田元治委員長

議事の都合により、休憩いたします。（12時02分）